

2006年4月11日 改定版

京都府生活協同組合連合会

災害対策マニュアル

京都府生活協同組合連合会

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

TEL075 (251) 1551 FAX075 (251) 1555

はじめに

1995年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災時には、コープこうべを始めとした地元神戸の生協が、被災地域住民の救援、生活支援に重要な役割を果たした。京都の生協においてもこれらの教訓をふまえ、組合員のみならず、広く地域住民に対しての社会的責任を担いうる体制を整備しておく必要がある。

その中心的課題は、先の大震災時にコープこうべが実証したように、災害発生後、各会員生協が早期に事業活動を再開することにより、組合員にとどまらず、被災地域の住民生活の安定に寄与することである。そうした視点から京都府生協連としては、各会員生協の事業再開を重視した対策を策定するものとする。

また、府下一円に広がった京都の生協組織の現状から見れば、京都府および市町村などとの連携の中で災害対策にあたることが求められているといえる。

この災害対策は、災害発生時において京都府生協連としての行動のあり方、必要な体制をマニュアルという形でまとめたものである。災害の想定は、被害が最も広域的・同時多発的に発生するであろう「震災」発生時としているが、風水害・火災などの災害発生時にも、この「対策マニュアル」に準じた対応とする。

1、「災害対策」の基本的な考え方

災害発生時に生協全般に対して期待される役割については、以下の3点となる。

- 1) 生協の事業活動を通じて行う地域住民への生活安定支援。
- 2) 行政との連携による地域住民への応急生活支援。
- 3) 地域におけるボランティア活動への参加・支援。

連合会としての役割は、個別生協によるこれらの課題への対応が円滑に行われるように、情報の収集・発信を中心とした関係各方面との連絡・調整機能（コーディネート）を受け持つことが重要である。

その上で、京都府生協連としての課題を整理してみると、

- 1) 行政との連携
- 2) 会員生協間の連携
- 3) 近隣府県の生協連合会、日本生協連との連携
- 4) 京都府下における他団体との連携

が想定される。

以上をふまえ、京都府生協連として各課題を進める上で必要な組織・体制の整備を行う。

2、行動基準

災害発生時における、京都府生協連の役職員の基本的行動基準は以下の通りである。

- ① 身の安全の確保と人命救助・救出活動を優先する。
- ② 連絡手段が途絶えたり指揮系統が乱れた場合は、この行動基準を基本に自らの判断で行動する。
- ③ 対策本部への連絡は、自ら行うことを基本とする。直接連絡が取れない場合は、会員生協の何れかを經由して行う。
- ④ 災害の種類による行動基準

<地震災害の場合>

- ・ 震度6弱以上の場合は、休業日・時間外であっても出勤することを基本とする。

- ・ 震度5弱以上の場合は、対策本部長予定者の指示に従い行動することを基本とする。

<その他の災害の場合>

- ・ 対策本部長予定者の指示に従い行動することを基本とする。

⑤ その他

- ・ 家族や親戚などへの安否連絡は、自ら連絡をとることを基本とする。
- ・ 自宅や家族が被災した場合は帰宅を基本とし、その状況によって判断する。
- ・ 在宅中や外出、出張の場合の出勤は、徒歩・自転車などのあらゆる手だてを尽くして追求する。出勤不可能な場合は、できるだけ早期に安否を対策本部まで連絡する。
- ・ 夜間、深夜、早朝に災害が発生した場合は、通常の出勤時間などにこだわらず、速やかに行動を開始する。
- ・ 警察、消防、行政などの指示があった場合は、その指示に従う。
- ・ 交通機関に搭乗中は、乗務員の指示に従う。

3、対策本部の設置と体制と任務

① 災害発生から対策本部稼働までの手順

1. 災害対策本部設置決定

<設置基準>

◆ 地震災害の場合

- ・ 震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に「京都府生協連災害対策本部」設置とする。
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合は、対策本部長予定者の判断において決定する。

◆ その他の災害の場合

- ・ 京都府の災害対策本部が設置された場合、必要に応じて「京都府生協連災害対策本部」を設置し対応する。

<対策本部設置場所順位>

- 第1順位：せいきょう会館2F（府連事務所）
- 2：京都府庁生協本部（京都府庁）
- 3：京都生協本部（吉祥院）
- 4：大学生協京都事業連合（高野）

<対策本部長指揮順位>

- ① 京都府生協連専務理事
- ② 京都府生協連事務局長
- ③ 京都府庁生協専務理事

2. 対策本部の集結 対策本部員（体制表参照）は対策本部設置場所に集結もしくは連絡。

<営業時間内発生の場合>

職場状況把握後①（不在時は②または③）の指示に基づき、対策本部設置の指示を対策本部員に行う。

3. 対策本部設置の連絡及び通信手段の徹底

会員生協・他府県生協連・日本生協連・行政に対策本部の設置場所と通信手段を連絡

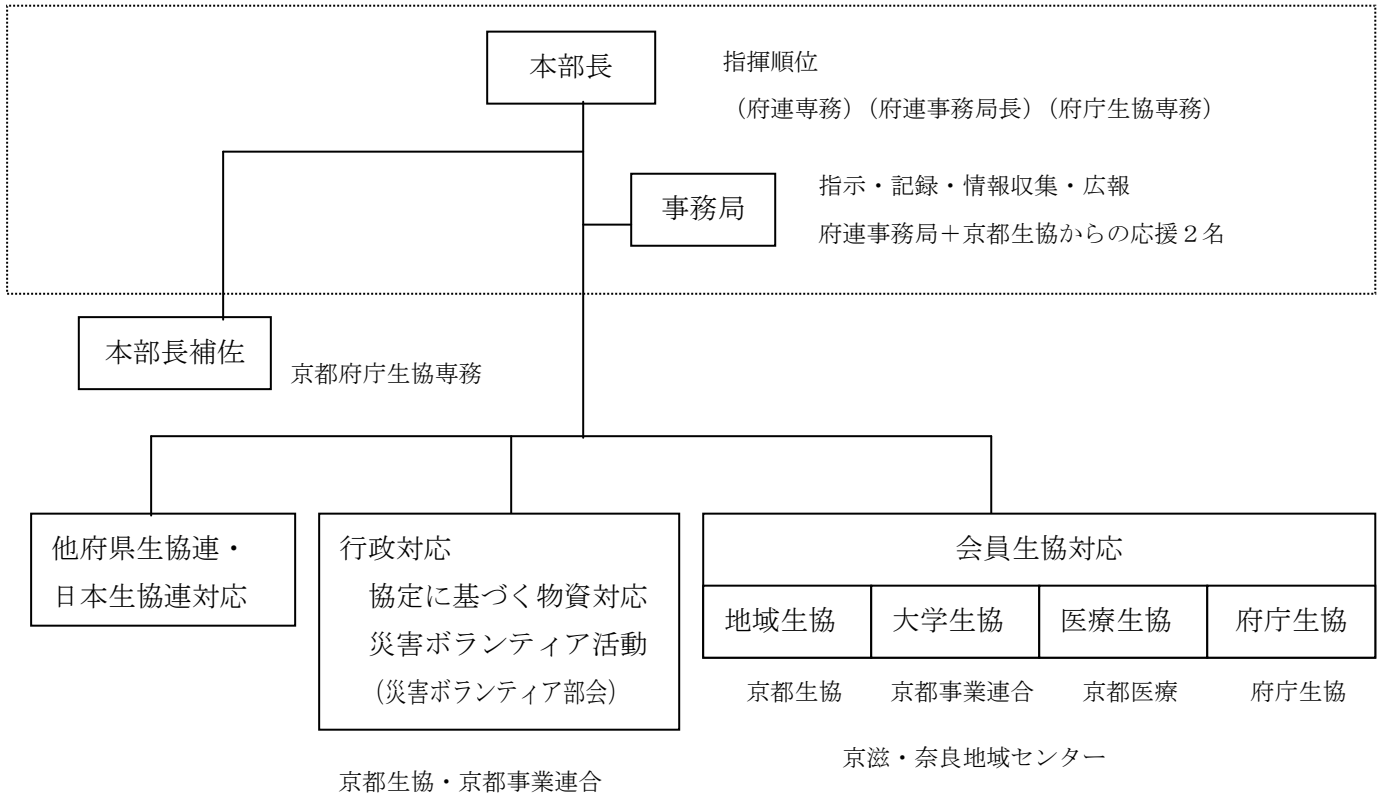
4. 対策本部稼働

行政との連絡（情報収集）、災害状況の把握、会員生協の被災状況集約

② 想定される対策本部機構と体制（本部要員は別表【1】）



内 対策本部結集要員



●各部署の役割

- ・ 対策本部長—対策本部指揮責任者／行政との窓口
- ・ 本部長補佐—対策本部長の補佐
- ・ 事務局—指示・記録・情報収集・広報

③ 対策本部の役割

- ・ 行政対応—行政との協定に基づく緊急物資の対応のための商品調達・情報収集、および京都府災害ボランティアセンターとの連携による災害ボランティア活動の連絡・調整
- ・ 会員生協対応—会員生協の状況集約・情報伝達
- ・ 他府県生協連・日本生協連対応

④ 対策本部の運営および事務局の行動マニュアルについて

対策本部設置後の運営および事務局の行動については、時系列的に変化する課題を想定し、別途マニュアルを作成し日常的に点検・徹底を図る。事務局には、拠点生協（京都生協）からの応援を要請する。

4. 緊急時の連絡体制

1) 通信手段の確保

災害時における京都府生協連としての主な役割である、情報の受発信を確実なものとするため、通信手段の確保は重要となる。

震災時には、NTTの通常回線は異常輻輳により使用不可能な状態となり、携帯電話も時間帯によっては同様の状態となることが阪神・淡路大震災の経験から予想される。

京都府生協連としてはこのような状況を想定し、次のような対策を行う。

① 緊急時連絡先の登録

京都府生協連「災害対策委員」、役職員は緊急時に備え、緊急時連絡先を登録する。(別表【2】)

② 会員生協、行政の災害対策本部連絡先の集約

会員生協をはじめ行政や他団体の「災害対策本部」設置予定場所をあらかじめ集約しておく。

(別表【3】)

③ 防災無線 (MCA無線) の活用

NTT通常回線、携帯電話などが使用不可能な状態を想定し、防災無線としてMCA無線を以下の場所に設置する。

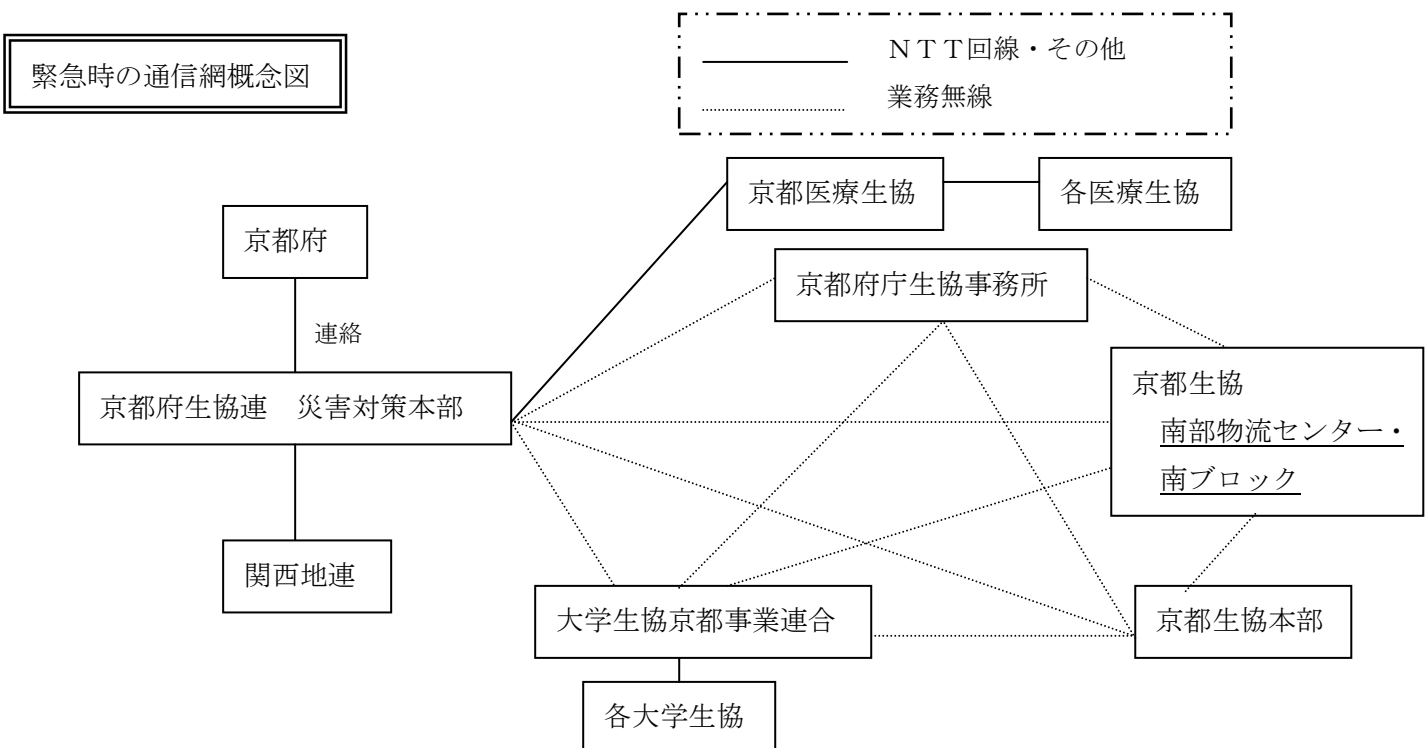
- ・京都府生協連事務所 (中京区烏丸夷川 京都生協せいきょう会館内)
- ・京都府庁生協事務所 (上京区藪之内)
- ・大学生協京都事業連合事務所 (左京区高野)
- ・京都生協本部 (南区吉祥院)
- ・京都生協南部物流センター (南区久世)
- ・京都生協南ブロック (宇治市槇島)

災害対策委員・会員生協は、対策本部と防災無線を通じ連絡を取る場合は、以下のルートを活用して行うこととする。

- ・京都生協の各事務所 (内線電話)----- 京都生協本部 ----- (防災無線)----- 対策本部
- ・各大学生協----- (NTT回線・他) ----- 大学生協京都事業連合 ----- (防災無線)----- 対策本部

④ インターネット、パソコン通信などの研究・整備

インターネットの普及をふまえ、パソコン通信を利用したネットワークの整備に努める。



2) 災害時における連絡内容について

① 対策本部委員と対策本部間の連絡

対策本部委員→対策本部	対策本部→対策本部委員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の安否 ・ 自生協・担当生協の被災状況（物的・人的） ・ わかる範囲での地域の被災状況 ・ 地域住民・被災者の情報 ・ 救援、復旧活動状況 ・ 支援要望事項 ・ （協定発動後）物資調達、配送状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害全体情報 ・ 会員生協被災状況 ・ （協定発動後）物資調達指示 ・ 行政発信情報 ・ 他府県生協連、日生協からの支援内容情報

② 対策本部と行政（京都府）間の連絡

対策本部→行政（対策本部）	行政（京都）→対策本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置場所と通信手段 ・ 会員生協の被災状況、物資確保の状況 ・ 被災住民、地域の状況 ・ （協定発動後）物資調達、配送状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定発動の連絡と物資調達要請 ・ （調達品目・数量・配送場所） ・ 災害全体情報 ・ 被災者向け生活情報

対策本部→京都府ボランティアセンター	京都府ボランティアセンター→対策本部
・ 連携と協力	・ 連携と協力

③ 対策本部と会員生協の連絡

対策本部→会員生協	会員生協→対策本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部設置場所と通信手段 ・ 他会員生協の被災状況、復旧状況 ・ 全体的な被災状況 ・ 生活情報などの行政発信の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部設置場所と通信手段 ・ 自生協の被災状況、復旧状況 ・ 事業所近隣地域の被災状況 ・ 支援要望事項

④ 対策本部と他府県生協連・日生協間の連絡

対策本部→他府県生協連・日生協	他府県生協連・日生協→対策本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体災害情報 ・ 会員生協被災状況 ・ 支援要請内容 ・ 支援可能内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体災害情報 ・ 会員生協被災状況 ・ 支援可能内容 ・ 支援要請内容

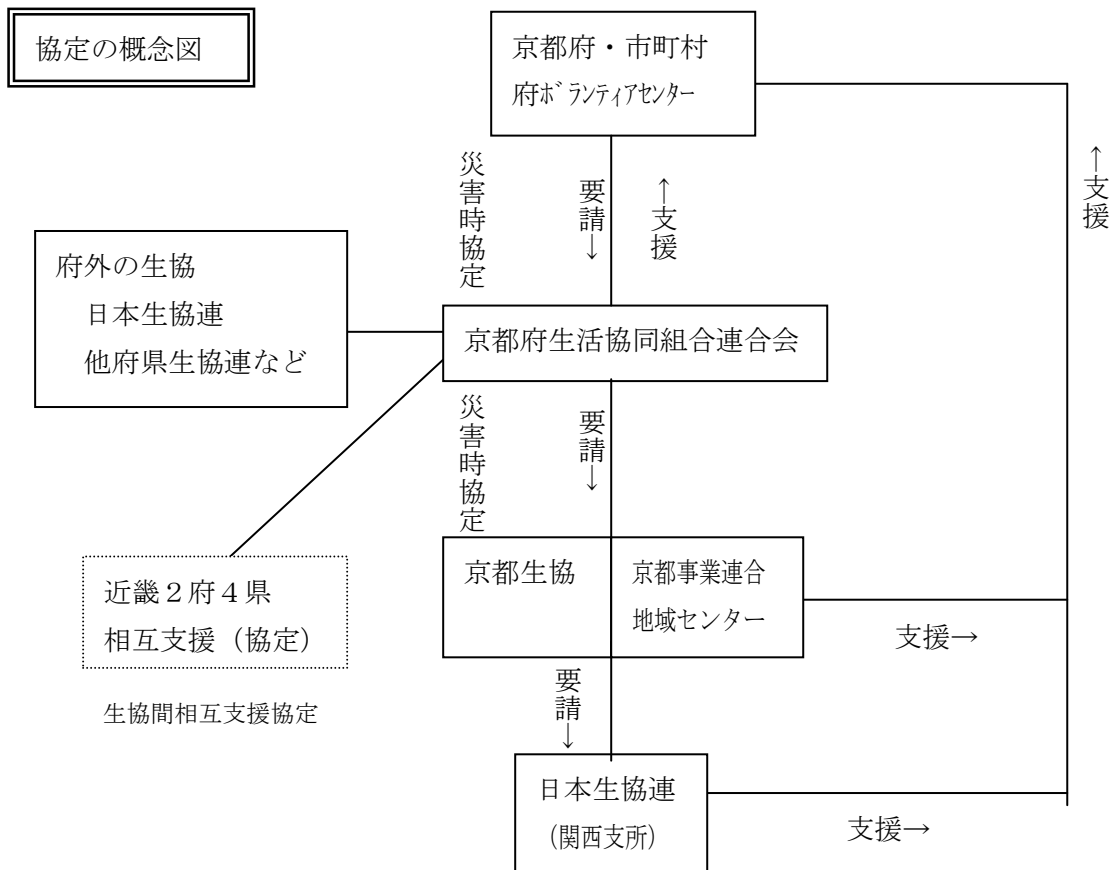
⑤ 対外広報活動（マスコミ対応）について

災害時には、迅速で正確な情報の収集・発信が求められる。災害の全体情報や、生活情報・救援活動情報のほか、生協側で入手した情報などを互いに情報交換を行っていく。

（在京マスコミの連絡先 別表【4】）

5、行政との連携

1) 京都府との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」にもとづく対応



- ① 「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」にもとづく対応
対応マニュアルにもとづき対応する。 <協定対応マニュアル参照>
- ② 京都府の関係部局との定期的な交流・懇談を進める。
京都府消費生活室の協力を得ながら、他部局との交流が行えるように働きかける。
- ③ 災害時ボランティア活動については、京都府災害ボランティアセンターと連携しておこなう。

6、事前対策

1) 京都府生協連「災害対策委員会」の設置

<役割>

- ① 「災害対策」にもとづき、対策の具体化・実践、メンテナンスを行う。
- ② 京都府との定例協議の窓口。
- ③ 京都府生協連の防災訓練の事務局。

<体制>

①委員会内の互選により委員長を決め運営を行う。(構成メンバー表 別表【5】)

2) 「災害ボランティア部会」の設置

<位置づけ>

①京都府生協連「災害対策委員会」のもとに設置する。

②会員生協および京都府生協連の災害全般のボランティア活動についての取り組み方針を協議し、活動を推進する。

<役割>

①京都府災害ボランティアセンターと連携して取り組みを推進する。平常時、府災害ボランティアセンター主催の研修等に参加する。情報の共有化に努める。災害発生時には、府災害ボランティアセンターと連携して活動し、役割を果たす。

②京都の生協全体の災害ボランティア活動についての連絡・調整をはかり、具体的活動の受け皿として役割を発揮する。

③近畿および全国の生協と連携して災害ボランティア活動の取り組みをすすめる。

<体制>

①メンバー構成は、拠点生協との連携強化の必要から、災害対策委員会の一部メンバーと拠点生協から補強したメンバーで構成する。(構成メンバー表 別表【6】)

3) 緊急通行車両等の事前届出について

京都府との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」にもとづき物資等の配送を円滑におこなうために、緊急通行車両等の事前届出を実施している。

①事前届出は京都府生協連がおこない、届出車両として京都生協の配送車両を充てる。

②車両の入れ替え等で届出内容に変更があった場合、再提出をおこなう。

③窓口は京都府商工部消費生活室で、京都府公安委員会への届出は京都府がおこなう。

④京都府公安委員会が発行する届出済証は京都府が保管し、写しが交付される。

⑤災害発生時の緊急通行車両等の確認申請は、京都府がおこなう。

⑥**緊**マークは、京都府公安委員会から京都府へ、京都府から京都府生協連へ、京都府生協連から京都生協への順で渡される。

<緊急通行車両等の事前届出の手続き参照>

4) 緊急時の通信手段の確保

MCA無線を災害対策上の拠点施設に設置していくとともに、二重、三重の通信網を整備していく。

5) 防災訓練の実施

年1回の通信訓練の実施。

年1回の京都府総合防災訓練への参加。

6) 防災備品の設置

緊急時に備え、防災備品を設置する。(備品リスト 別表【7】)

7) 近隣府県連・日生協との相互支援体制づくり

①基本的な考え方

災害対策時には、京都府生協連および会員生協の本部機能が被災し、同時に京都府外との通信・連絡も困難な状況が発生することが予想される。阪神・淡路大震災時にも被災地との連絡が取れないまま支援部隊や救援物資が被災地に送り込まれ、効果的な体制が取れなかった時期もあった。

また、京都府もこのような状況を想定し、2月20日付で近畿圏2府7県(滋賀、京都、奈良、大

阪、和歌山、三重、兵庫、福井、徳島)で応援協定を締結し、効果的な応援体制づくりを行っている。(右表参照)
 以上のような状況をふまえ、京都府生協連としても近隣府県の生協連との間に相互支援体制を確立し、災害発生時に備えておく必要がある。

②日本生協連との連携について

前述の近隣府県連との相互支援体制に加え、全国の生協連との連絡・調整の窓口となる、日本生協連との連携も必要である。

※この項目に関しては、近畿府県連協議会・地連の場で具体化する。

7、対策マニュアルの発効について

このマニュアルは1996年12月1日から発効する
 一部改定 2005年12月 6日
 一部改定 2006年 4月11日

応援主管府県・副主管府県の関係		
近畿府県災害対策協議会		
「相互支援協定」より		
被災	主管	副主管
京都	大阪	福井
滋賀	京都	三重
福井	滋賀	京都
三重	滋賀	奈良
大阪	兵庫	奈良
兵庫	大阪	徳島
奈良	大阪	京都
和歌山	大阪	徳島
徳島	兵庫	和歌山